

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

生産緑地の評価

Q : 生産緑地は、相続のとき、どのように評価するのですか？

A : 次のようにします。

【解説】

生産緑地とは、市街化区域内にある農地のうち、公害又は災害の防止等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもののうち、その農地等の所有者等の同意を得て、都市計画法及び生産緑地法の規定に基づき生産緑地地区に指定されたものをいいます。

相続税では、生産緑地に指定されますと告示の日から30年間、原則として、建築物の建築、宅地の造成等はできなくなることから、行為制限の解除の前提となっている買取りの申出のできる日までの期間に応じて定めた一定の割合を減額して評価することとなっています。具体的には、次のとおりです。

①課税時期に買取りの申出ができない生産緑地

買取りの申出ができるまでの期間	割合
5年以下	10%
5年超10年以下	15%
10年超15年以下	20%
15年超20年以下	25%
20年超25年以下	30%
25年超30年以下	35%

②買取りの申出が行われていた生産緑地又は買取りの申出をすることができる生産緑地

・・・5%

